



22 経営第 5636 号
平成 23 年 1 月 25 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 熊倉 功夫 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 第 1 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案）（別紙 1）について
- 第 2 家畜共済診療点数表の改定の考え方（案）（別紙 2）及び家畜共済診療点数表（案）（別紙 3）について
- 第 3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（案）（別紙 4）並びに家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品（案）（別紙 5）について

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案）

家畜共済の共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及び共済掛金標準率丙は、次により算定することとし、平成23年4月1日以後に開始する共済掛金期間に係る家畜共済の共済関係から適用する。

1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙

(1) 料率地域（農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)第115条第2項の地域をいう。以下同じ。)

① 共済目的の種類（法第115条第1項の共済目的の種類をいう。以下同じ。）のうち乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚、一般肉豚及び特定肉豚については、共済目的の種類ごとの加入見込み頭数が安定的な保険母集団を確保するために必要な一定数を下らない範囲で、原則として、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）の区域若しくは被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域とする。ただし、組合等の区域の広域化（組合の合併等）等により、組合等の区域内の被害発生態様が異なることとなる等の場合は、当該組合等の区域を分けた地域とする。

② 共済目的の種類のうち乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、全国の区域とする。

(2) 基礎被害率（法第115条第2項の被害率をいう。以下同じ。)

共済目的の種類ごと、料率地域ごと並びに法第115条第1項第1号の死亡及び廃用（以下1において「死廃事故」という。）による損害又は同号の疾病及び傷害（以下1において「病傷事故」という。）

による損害の別ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎として必要に応じ修正を行ったものとする。

(3) 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算出方法

あらかじめ、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「死廃部分標準率」という。）及び病傷事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「病傷部分標準率」という。）を求めておき、次により算出することとする。

① 共済掛金標準率甲

次の率を合計した率とする。

ア 死廃部分標準率

イ 病傷部分標準率に甲乙比率（病傷事故に係る診療費に占める診療技術料等（法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）以外の費用の比率をいう。）を乗じて得られる率

② 共済掛金標準率乙

病傷部分標準率から①のイの率を差し引いて得られる率とする。

2 共済掛金標準率丙

(1) 料率地域

全国の区域とする。

(2) 基礎被害率

共済目的の種類ごと並びに法第115条第1項第3号の家畜異常事故に該当する死亡及び廃用（以下2において「死廃事故」という。）

による損害又は当該家畜異常事故に該当する疾病（以下2において「疾病事故」という。）による損害の別ごとの直近20年間の実績金額被害率とする。

（3）共済掛金標準率丙の算出方法

共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び疾病事故のそれぞれの基礎被害率を合計したものを共済掛金標準率丙とする。

家畜共済診療点数表の改定の考え方（案）

家畜共済診療点数表（農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第33条第1項及び第34条の3第1項の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定めた点数表をいう。以下同じ。）の改定の考え方は、以下のとおりとする。

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

診療に直接必要な医薬品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療用具等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業災害補償法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種

点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

4 家畜共済診療点数表の適用

改定後の家畜共済診療点数表は平成23年4月1日から適用する。

家畜共済診療点数表（案）

「家畜共済診療点数表の改定の考え方」に基づき、家畜共済診療点数表を別添1のとおりとする。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考																								
	B種	A種																									
【第1診察料】			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。																								
1 再 診	69	7	第2診以後単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置、指導及び手術を行わない場合に限る。																								
2 往 診			<p>1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患者がある場合は、往診1回とする。</p> <p>2 2戸以上連続して往診した場合は、それぞれ次の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p> <table border="1" data-bbox="853 1115 1372 1574"> <thead> <tr> <th></th> <th>500メートルまでの部分について</th> <th>4キロメートルまでの部分について</th> <th>4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜 間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>悪天候時</td> <td>33</td> <td>66</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>深 夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜 間 で 悪天候時</td> <td>66</td> <td>132</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>深 夜 で 悪天候時</td> <td>99</td> <td>198</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。</p>		500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに	夜 間				悪天候時	33	66	12	深 夜				夜 間 で 悪天候時	66	132	23	深 夜 で 悪天候時	99	198	30
	500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに																								
夜 間																											
悪天候時	33	66	12																								
深 夜																											
夜 間 で 悪天候時	66	132	23																								
深 夜 で 悪天候時	99	198	30																								
500メートル以内の場合	83	16																									
500メートルを超える場合	167	37	1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に28点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を加える。																								

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			<p>2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に65点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。</p> <p>3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日より翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。</p>
3 滞在診	881	9	<p>1 1夜についての点数とする。</p> <p>2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。</p>
4 立会診	513	8	立会診断を必要とした場合に限る。
【第2薬治料】			
5 薬 治			<p>1 内服薬、洗浄薬、^{おん}巻法薬、塗布（擦）薬、散布薬、点眼薬、注入・挿入^{そう}薬（原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬を除く。）を畜主に交付することをいう。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。</p>
	64	13	調剤を必要とするもの
	47	5	調剤を必要としないもの
【第3文書料】			
6 診 断 書	100	5	<p>同一内容のもの1回の交付についての点数とする。</p> <p>処方箋及び畜場法施行規則第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。</p>
7 検 案 書	100	5	
8 指 導 書	100	5	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
〔第4検査料〕			検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。
9 採血	66	8	
10 乳汁簡易検査	58	8	<p>1 CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳、ケトン体等の検査をいう。</p> <p>2 乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合は、B種を86点、A種を31点とする。</p>
11 乳汁顕微鏡的検査	150	40	<p>1 ブリード法による細胞数検査等をいう。</p> <p>2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を98点、A種を40点とする。</p>
12 乳汁理化学的検査	135	32	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
13 微生物簡易検査	101	31	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
14 微生物特殊検査	172	32	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
15 薬剤感受性検査	168	58	<p>1 ディスク法（直接法）による検査をいう。</p> <p>2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を267点、A種を87点とする。</p> <p>3 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に66点、A種に26点を加える。</p>
16 細菌分離培養検査	266	86	<p>1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。</p> <p>2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に85点、A種に45点を加える。</p> <p>3 菌の有無のみを検査した場合は、B種を106点、A種を46点とする。</p> <p>4 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に125点、A種に65点を加える。</p>
17 血液一般検査	92	10	<p>1 比重、赤血球浸透圧抵抗、血球容積、出血凝固時間、プロトロンビン時間、部分トロンボプラスチン時間等の検査をいう。</p> <p>2 血清又は全血による平板凝集反応にも、この点数を適用する。</p>
18 血球数測定検査	88	34	<p>1 血球数自動計数装置により血球数の測定を行った場合をいう。</p> <p>2 視算法により血球数の測定を行った場合は、B種を148点、A種を18点とする。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
19 血液顕微鏡的検査	135	25	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
20 血液生化学的検査			1 簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2)～(4)の検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質量 血糖 血中尿素窒素 (BUN) 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ビリルビン 血色素量 クロール ナトリウム カリウム アルブミン ZTT ALP CRE AST(GOT) ALT(GPT) OCT γ-GTP LDH CK 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸	54	24	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ①5種以上7種以下 B種270点 A種120点 ②8種又は9種 B種324点 A種144点 ③10種以上 B種378点 A種168点
(2) 血漿フィブリノーゲン ムコ蛋白 シアル酸 血清蛋白質分画 α1酸性糖蛋白 アンモニア 血中乳酸	143	50	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に78点、A種に25点を加える。

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
(3)	LDHアイソザイム ビタミンA ビタミンE フィブリン分解産物(FDP) エンドトキシン リポたん白 アポたん白 グルタチオン ペルオキシダーゼ セレンウム BSP試験 βカロチン メトヘモグロビン	215	57	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に116点、A種に35点を加える。 異物排泄能試験をいう。
(4)	インスリン 血液ガス プロングステロン	244	86	乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
21	血清学的検査	239	25	試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験等をいう。
22	寄生虫検査	133	23	内・外寄生虫、子虫及び虫卵の顕微鏡的検査等をいう。
23	直腸検査	184	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。 2 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）を含む。
24	穿刺検査	246	32	骨髄、リンパ節、滑液嚢等の穿刺及び採取材料の検査をいう。
25	生体組織学的検査	488	51	肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮還流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
26	尿検査	63	10	1 pH、たん白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、燐酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 NAGase及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を145点、A種を32点とする。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
27 胃内容液検査	321	31	<p>1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。</p> <p>2 pH検査のみを行った場合は、B種を187点、A種を14点とする。</p> <p>3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（VFA）を測定した場合は、B種を598点、A種を74点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に276点、A種に44点を加える。</p> <p>4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を727点、A種を203点とする。</p>
28 レントゲン検査 撮 影	809	183	<p>1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とする。</p> <p>2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を852点、A種を226点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を889点、A種を263点とする。</p> <p>3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。</p>
透 視	837	254	<p>撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。</p>
29 心電図検査	219	54	<p>1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。</p> <p>2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を338点、A種を190点とする。</p>
30 超音波検査	250	85	<p>1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とする。</p> <p>2 中型以上の装置を使用した場合、B種を442点、A種を277点とする。</p>
31 体腔 ^{こう} 内異物検査	60	7	動物用金属異物探知機による検査をいう。
32 子宮頸管 ^{けい} 粘液検査	136	23	子宮頸管 ^{けい} 粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
33 卵管疎通検査	329	22	直腸検査を含む。
34 内視鏡検査	330	65	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいい、直腸検査を含む。
35 検案			
解剖した場合			
牛・馬	792	60	
種豚	489	60	
解剖しない場合	271	6	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
〔第5注射料〕			<p>1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。</p> <p>2 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の注射には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>4 血清類については、すべて治療に用いた場合に限る。予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。</p>
36 皮下注射	60	12	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合、B種及びA種に18点を加える。</p>
37 筋肉内注射	60	12	
38 静脈内注射	90	12	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に18点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に26点を加える。</p> <p>4 生後60日齢以内の牛に静脈注射を行った場合は、B種に13点を加える。</p> <p>5 動脈内注射にも適用し、B種を216点とする。</p>
39 点滴注射	272	51	<p>1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。</p> <p>2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に26点を加える。</p>
40 関節腔内注射	218	14	<p>せきこう 注射、ついで、ついで、尾椎注射にも適用する。</p>
41 卵巣直接注射	269	16	<p>卵巣実質内直接注射及び嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
〔第6処置料〕			
42 投薬			<p>1 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の投薬には適用しない。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 調剤して投薬した場合は、B種に16点、A種に10点を加える。</p>
胃カテーテルによらない投薬	58	5	
胃カテーテルによる投薬	132	5	<p>1 胃カテーテルにより胃内ガスを除去した場合は、B種に57点を加える。</p> <p>2 カテーテルにより初乳を経鼻投与した場合にも適用する。</p>
43 洗浄			薬液による洗浄をいう。
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄及び臍洗浄	53	19	眼洗浄には点眼を含む。
耳洗浄	174	34	<p>1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
乳房内洗浄	117	34	2乳房以上行った場合は、1乳房増すごとにB種に60点、A種に32点加える。
膀胱洗浄			
雌	176	36	
雄	233	36	
44 膀胱内薬剤注入			<p>1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。</p>
雌	127	12	
雄	167	11	
45 巻法	90	47	巻法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
46 塗布又は塗擦			被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
水剤	38	5	
膏剤	44	11	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
47 散布	39	6	
48 気管内薬剤噴霧	100	15	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
49 第一胃内容液投与	463	11	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
50 胃洗浄	333	21	
51 洗腸	100	18	
52 導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
雌	132	5	
雄	161	4	
53 瀉血	151	11	
54 子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
牛	692	126	
馬	770	204	
種 豚	547	204	
55 子宮内薬剤挿入	239	9	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に63点、A種に3点を加える。
56 膣内薬剤挿入	240	10	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
57 理学的治療	178	13	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
58 乳房内薬剤注入	57	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
59 吊起	333	21	エアーマットを用いた場合は、B種に247点、A種に22点を加える。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
60 外傷治療			洗淨、塗布、塗擦、縫合等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、不動化を目的として使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
小（20センチメートルまで）			
第1回	158	31	
第2回以後	68	15	
大（20センチメートルを超えるもの）			
第1回	373	61	
第2回以後	158	31	
61 第四胃変位簡易整復	247	5	
62 ^{てい} 蹄病処置	510	29	<p>1 ^{てい}蹄病手術の後治療にも適用する。</p> <p>2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に31点を加える。また、^{てい}蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に176点を加える。</p> <p>3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に284点、A種に19点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に31点を、^{てい}蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に176点を加える。</p> <p>4 第2回以後の点数については、B種458点、A種29点とする。</p>
63 その他の外科的処置	101	19	<p>1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び^{てい}蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。</p> <p>2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に31点を加える。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
〔第7指導料〕			
64 指導	145	5	<p>卵胞^{のうしよ}嚢腫、黄体^{のうしよ}嚢腫、発育不全黄体（黄体形成不全）、卵巢発育不全、卵巢静止、排卵遅延（排卵障害）、卵巢萎縮、ケトーシス、第四胃変位（手術したものを除く。）、脂肪肝、ダウナー症候群（産前・産後起立不能症）、乳熱及び子牛の下痢・肺炎について、第2診以後1回に限り適用する。</p>
〔第8手術料〕			
<p>手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。ただし、全身麻酔を行った場合には、麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。また、帝王切開及び難産介助を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>			
頭 部 手 術			
65 円鋸術 ^{きよ}	363	55	<p>1 1個についての点数とする。</p> <p>2 洗浄を含む。</p>
66 眼科手術	364	56	<p>1 眼帯を含む。</p> <p>2 眼球摘出手術の場合は、B種を613点、A種を95点とする。</p>
67 整歯 ^る 鑿整			<p>斜歯、剪状歯、階状歯等の鑿整及び歯^{ほう}鉋による短切をいう。</p>
牛・種豚	181	19	
馬	346	84	
短切			<p>齒^{きよう}缺による短切をいう。</p>
牛・種豚	280	48	
馬	444	112	
68 抜歯			<p>1 1歯についての点数とする。</p> <p>2 齒槽骨膜炎等による歯^が牙打出の場合は、B種に487点、A種に74点を加える。</p>
牛・種豚	313	23	
馬			
贅 ^{ぜい} 歯、乳白歯	477	87	
裂歯、永久白歯	548	87	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
69 鼻鏡断裂手術	676	110	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
頸部手術			
70 気管切開	315	73	
71 食道異物除去	330	18	
72 食道切開	536	55	
73 齧癖矯正術	3,173	254	
胸腹部手術			
74 穿胸	202	21	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿胸術は、診察に含まれる。
75 穿胃	163	21	薬剤の注入を含む。
76 第四胃変位簡易整復手術	577	125	デラハンティ法、ピンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
77 開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬	9,198	470	
種豚	3,157	235	
78 開腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬			
帝王切開	6,673	853	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
腸管手術	6,699	679	腸捻転、腸重畳等の手術をいい、第三胃及び第四胃手術（第四胃変位整復手術を除く。）にも適用する。
第一胃切開	5,553	579	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	第四胃変位 整復手術	4,638	589	<p>1 右方変位の場合は、B種に1,060点を加える。ただし、右方変位の整復手術と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,187点を加える。</p> <p>2 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,400点、A種に321点を加える。</p>
	その他の開腹	3,593	544	開腹により脂肪壊死症、中皮腫、腹膜癒着及び肝円さく遺残の診断を行った場合に限り適用する。
	種豚 (帝王切開)	3,881	392	
79	せん 穿腸	260	46	薬剤の注入を含む。
80	ヘルニア整復	1,618	51	観血手術によって整復した場合とする。
81	摘出手術	629	63	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睪丸等の摘出をいう。
82	ちっ 膣脱整復	230	36	<p>1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。</p> <p>2 陰門縫合により膣脱整復を行った場合は、B種に53点を加える。</p>
83	ちっ 膣脱整復手術			
	縫合法	554	110	ボタン法等による手術の場合をいう。
	観血法	1,222	140	
84	子宮脱整復	1,981	414	
85	直腸脱整復			
	縫合法	265	71	
	観血法			
	牛・馬	639	121	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に303点を加える。
	種豚	546	121	
86	難産介助			胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	牛・馬	650	84	<p>1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出しない場合は、B種に505点を加える。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 胎子娩出後の新生子牛に対し、蘇生術（胎水の吸引及び酸素吸入）を行った場合は、B種に300点、A種に120点を加える。</p>
	種豚	391	80	<p>難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B種に303点を加える。</p>
87	子宮捻転 ^{ねん} 整復	1,643	76	<p>1 子宮捻転^{ねん}を整復した場合並びに子宮捻転^{ねん}を整復して胎子を娩出^{べん}させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。</p> <p>2 開腹により子宮捻転^{ねん}を整復した場合は、B種に2,521点、A種に421点を加える。</p>
88	切胎	2,836	235	<p>難産介助に伴う断頭、断脚及び内臓摘出等を行う。</p>
89	胎盤停滞除去			<p>胎盤停滞除去後、医薬品の注挿入^{そう}を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
	牛・種豚	600	10	
	馬	753	10	
90	乳房切開手術	1,747	180	<p>1 外陰部動脈結紮^{きつ}手術にも適用する。</p> <p>2 乳房切除手術の場合は、B種に1,033点を加える。</p>
91	乳頭狭窄手術	356	44	<p>1 乳頭切開手術を行った場合は、B種に23点を加える。</p> <p>2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に108点、A種に9点を加え、乳頭切開手術を行った場合は併せてB種に23点を加える。</p>
92	乳頭手術	789	57	<p>2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に295点、A種に43点を加える。</p>
93	膀胱 ^{ぼうこう} 手術	469	48	<p>開腹手術を行った場合は、B種に4,442点、A種に369点を加える。</p>
94	尿道切開手術	830	98	<p>尿道瘻^{ろう}形成手術を行った場合は、B種に732点を加える。</p>
	四肢手術			

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
95 骨折整復			
観血整復術	6,688	1,714	<p>1 骨接合板を用いて整復した場合とする。</p> <p>2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を6,844点、A種を1,899点とする。</p> <p>3 ギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に242点を加える。</p>
非観血整復術	804	238	<p>固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。</p>
96 ナックル整復	672	191	<p>固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。</p>
97 脱臼 ^{きゅう} 整復	778	212	<p>靭帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に61点を加える。また、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に242点を加える。</p>
98 膝蓋関節脱臼 ^{きゅう} 整復手術 ^{しつがい}	625	42	<p>観血手術の場合をいう。</p>
99 蹄病 ^{てい} 手術	793	61	<p>1 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に31点を加える。また、蹄底^{てい}ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に176点を加える。</p> <p>2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に404点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に31点を、蹄底^{てい}ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に176点を加える。</p> <p>3 断蹄^{てい}手術の場合は、B種を1,672点、A種を105点とする。</p>
その他の手術			

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
100 切開手術			<p>膿瘍、瘻、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	281	39	
第2回以後	160	20	
大（20センチメートルを超えるもの）			
第1回	628	62	
第2回以後	226	32	
101 麻酔術	322	12	<p>1 全身麻酔であって中麻酔又は深麻酔に限る。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
102 焼烙	138	11	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。
【第9入院料】			
103 入院			<p>1 1日についての点数とする。</p> <p>2 飼料代及び暖房料は含まない。</p>
牛・馬	250	36	
種豚	95	18	

- 〔注〕
- 1 B種の項に係る点数は農業災害補償法施行規則第33条第1項の規定、A種の項に係る点数は同令第34条の3第1項の規定によるものである。
 - 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用するべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
 - 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準 及び価格の算定方法（案）

家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、次の1及び2のとおりとし、平成23年4月1日から適用する。

1 収載できる医薬品の基準

- (1) 牛、馬又は種豚に対して、治療のために用いる医薬品であること。
- (2) 家畜共済診療点数表に、薬価基準表に基づく増点規定のある次の種別で使用される医薬品であること。
 - ① 薬治
 - ② 注射
 - ③ 投薬
 - ④ 耳洗浄
 - ⑤ 膀胱内薬剤注入
 - ⑥ 罨法(あんぼう)
 - ⑦ 塗布又は塗擦
 - ⑧ 気管内薬剤噴霧
 - ⑨ 子宮内薬剤挿入
 - ⑩ 腔内薬剤挿入
 - ⑪ 乳房内薬剤注入
 - ⑫ 外傷治療
 - ⑬ 開胸
 - ⑭ 開腹

- ⑮ 難産介助
- ⑯ 胎盤停滞除去
- ⑰ 麻酔術

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定による製造販売の承認を受けた医薬品であること。

(4) 次の医薬品は除外する。

- ① 畜主が自ら応用するのを常態とするもの
- ② 疾病予防薬及び寄生虫（原虫及び糸状虫を除く。）駆除薬
- ③ 同一薬効医薬品中著しく割高なもの
- ④ 主として小動物（犬、猫、鶏等）及び魚に対して用いる医薬品
- ⑤ 主として人に対して用いる医薬品
- ⑥ 薬事法第70条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が行う廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するための措置命令の対象となる医薬品であって、収載することが不相当と認められるもの

2 価格の算定方法

(1) 厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成22年厚生労働省告示第70号）に収載されている医薬品

当該薬価基準による薬価とする。

(2) (1) 以外の医薬品

- ① 「平成22年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成22年6月17日付け22経営第1579号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果、購入施設数が5か所以上である医薬品

当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格とする。

- ② 医薬品調査の結果、購入施設数が2か所以上4か所以下である医薬品

当該医薬品の平均購入価格に、①に該当する医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格とする。

ただし、①に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記の平均して得た値に代えて当該会社の医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格とする。

- ③ 医薬品調査による購入施設数が1か所である医薬品又は購入実績のない医薬品（新規収載医薬品を除く。）

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表収載希望医薬品のとりまとめについて」（平成22年6月18日付け22経営第1492号農林水産省経営局長通知）に基づき申請された獣医師向け価格に、①に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格とする。

ただし、①に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記の平均して得た値に代えて当該会社の医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格とする。

④ 新規収載医薬品（購入実態のない医薬品に限る。）

ア 成分が同一の既収載医薬品がある新規収載医薬品の場合、当該既収載医薬品と同一の薬価とする。

イ 類似薬がある新規収載医薬品の場合、類似薬と同一の薬価とする。類似薬とは、既収載医薬品のうち、次に掲げる事項からみて類似性があると認められるものをいう。

（ア） 効能及び効果

（イ） 薬理作用

（ウ） 組成及び化学構造式

（エ） 投与形態、剤形及び用法

ただし、当該新規収載医薬品により、当該新規収載医薬品の対象となる疾病及び傷害の治療方法が類似薬によるよりも改善されることが客観的に示された場合は、類似薬の薬価に1.1を乗じた価格とする。

ウ 類似薬がない新規収載医薬品の場合、原価計算方式によって算定した価格とする。原価計算方式とは、薬価算定単位あたりの製造販売に要する原価に、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費及び消費税を加えた額を薬価とする算定方式をいう。

（注） 包装単位が複数ある医薬品は、医薬品調査で最も購入箇所数の多い包装単位により薬価を算定する。

また、成分が同一の医薬品の薬価については、2の①から③までの算定方法による算定の結果、規格・単位間で不均衡が生じないよう是正を図ることとする。

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品（案）

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準」に基づき、家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品は、別添2のとおりとする。

（注1）改正前の薬価基準表に収載されていて、「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準」によると収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においてまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品については、当該医薬品名等を薬価基準表に明記した上、平成23年6月30日までに限り適用することとする。

（注2）薬価基準表に収載する医薬品であって、医薬品の品名及び規格単位によって同一医薬品と特定される医薬品については、会社の合併等による薬事法第14条の8に基づく製造販売承認の承継又は社名の変更等によって製造販売業者名が変更になった場合においても、薬価基準表の価額によって算定するものとする。

1. 注射薬

品名	規格・単位
(局)アスコルビン酸注射液	2,500mg10mL1A
アスコルビン酸注射液	2,500mg10mL1A
動物用25%ビタミンC注NZ	
アスポキシシリン注射液	50mg(力価)1V
タナロキシシ注	
(局)アドレナリン注射液	0.1%1mL1A
アポオキシカンファー注射液	0.5%10mL1A
オキシカンファー注射液「理研」	
アミノエチルスルホン酸注射液	5%50mL1A
タウリン注射液5%	
アモキシシリン油性懸濁注射液	150mg(力価)1mL1V
アモスタックLA注	
安息香酸ナトリウムカフェイン注射液	20%10mL1A
20%アンナカ注	
アンピシリン注射液	50mg(力価)1mL1V
ビクシリンゾル - 5%明治	
アンピシリン注射液	150mg(力価)1mL1V
アンピシリンゾル 15%「KS」	
ノロブリチン注射液	
ビクシリンゾル - 15%明治	
水性懸濁アンピシリン注「明治」	
アンピシリン注射液	200mg(力価)1mL1V
水性アンピシリン注「KS」	
アンピシリン注射液NZ	
アンピシリンゾル 20%「KS」	
ビクシリンゾル - 20%明治	
注射用アンピシリンナトリウム	1g(力価)1V
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	
注射用アンピシリンナトリウム	3g(力価)1V
注射用アンピシリンNa「KS」	

品名	規格・単位
注射用アンピシリンナトリウムNZ	
注射用ビクシリン	
注射用アンピシリンナトリウム	4g(力価)1V
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	
注射用ビクシリン	
注射用アンピシリンナトリウム	5g(力価)1V
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	
注射用アンピシリンNa「KS」	
注射用アンピシリンナトリウムNZ	
注射用アンピシリンナトリウム	6g(力価)1V
注射用ビクシリン	
アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム配合注射液	4g(力価)1V
注射用ベテシリン	
アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム配合注射液	6g(力価)1V
インタゲン	
アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム配合注射液	8g(力価)1V
注射用ベテシリン	
(局)インスリン亜鉛水性懸濁注射液	40単位 1mL1V
インフェール-V注射液	500mL1V
ウルソデオキシコール酸注射液	1%10mL1V
ウルソV注射液1000	
ウルソデオキシコール酸注射液	2.4%20mL1V
ウルソデスオキシコール酸注2.4%「フジタ」	
ウルソデオキシコール酸注射液	2.4% 50mL1V
ウルソデスオキシコール酸注2.4%「フジタ」	
ウルソデオキシコール酸注射液	2.5% 10mL1V
ウルソH注射液	
ウルソデオキシコール酸「文永堂」-静注-	
ウルソデオキシコール酸注射液	2.5% 20mL1V
UDCA注射液「KS」	
ウルソデオキシコール酸注射液	10%10mL1V
ウルソデスオキシコール酸注10%「フジタ」	
エクトエマリン	10mL1V

品名	規格・単位
(局)エストラジオール安息香酸エステル注射液	2mg1mL1V
エストラジオール安息香酸エステル注射液	2mg1mL1V
エストラジオール注「KS」	
動物用オバホルモン注	
動物用ギナンドール	
エストリオール注射液	5mg 1mL1V
動物用ホーリン50	
エチプロストントロメタミン注射液	2.5mg1mL1V
プロスタベットC	
AD3E注「文永堂」	1mL1V
エリスロマイシン注射液	50mg(力価)1mL1V
エリスロマイシン注50	
塩化ベタネコール注射液	0.25%10mL1A
ベサネコール注NZ	
塩酸オキシテトラサイクリン注射液	50mg(力価)1mL1V
オキシテトラサイクリン注NZ	
OTC注「KS」	
テトラジン	
塩酸オキシテトラサイクリン注射液	100mg(力価)1mL1V
エンゲマイシン10%注射液	
OTC注10%「フジタ」	
塩酸クレンブテロール注射液	0.03mg1mL1V
プラニパート	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	100mg 5%500mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	
5%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	200mg 5%1,000mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	10mg 10%50mL1A

品名	規格・単位
10%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	100mg 10%500mL1V
10%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	10mg 25%50mL1A
25%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	20mg 25%100mL1A
25%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	25mg 25%100mL1A
理研25%ブドウ糖B1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	100mg 25%500mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注25%「KS」	
25%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
ビタミンB1加ブドウ糖注25%「フジタ」	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	125mg 25%500mL1V
理研25%ブドウ糖B1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	200mg 25%1,000mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	100mg 40%500mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液40%	
ビタミンB1加ブドウ糖注40%「フジタ」	
40%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	10mg 50%50mL1A
50%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	12.5mg 50%50mL1A
理研50%ブドウ糖B1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	20mg 50%100mL1A (V)
50%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	25mg 50%100mL1A
理研50%ブドウ糖B1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	100mg 50%500mL1V
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液50%	

品名	規格・単位
50%ブドウ糖ビタミンB1注射液	
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液	125mg 50%500mL1V
理研50%ブドウ糖B1注射液	
塩酸チアミン加リンゲル注射液	50mg500mL1V
ビタミンB1加リンゲル液	
ビタミンB1加リンゲルV注射液	
塩酸チアミン加リンゲル注射液	100mg1,000mL1V
ビタミンB1加リンゲル液	
ビタミンB1加リンゲルV注射液	
塩酸チアミンB12注ヤマイチ	50mL1A
塩酸メクロプラミド注射液	50mg 10mL1A (V)
動物用テルペラン注	
プリンペラン注	
プリンペラン筋注用	
塩酸メクロプラミド注射液	100mg 10mL1A(V)
動物用メクロ注10「KS」	
塩酸リンコマイシン注射液	100mg(力価)1mL1V
動物用リンコシン注射液 100mg	
リンコマイシン注100「フジタ」	
塩酸リンコマイシン注射液	300mg(力価)1mL1V
動物用リンコシン注射液 300mg	
動物用エンドコール注	10mL1V
エンロフロキサシン注射液	5%1mL1V
バイトリル5%注射液	
エンロフロキサシン注射液	10%1mL1V
バイトリル10%注射液	
バイトリルワンショット注射液	
オキシテトラサイクリン注射液	50mg(力価)1mL1V
動物用ユナシリン注	
オキシテトラサイクリン注射液 (持続化製剤)	200mg(力価)1mL1V
アラマイシンLA注射液	
オキテラ注・LA200	
テラマイシン・LA注射液	

品名	規格・単位
(局)オキシトシン注射液	50単位5mL1A
オキシトシン注射液	50単位5mL1A
動物用アトニン-O	
動物用オキシトシン注射液DSP	
動物用ヒントシン-O	
ポストンエス	
オスカリンS	50mL1A
オスカリンS	100mL1A
オスカリンS	300mL1A
オバプロンデポ	5mL
オルビフロキサシン注射液	50mg1mL1V
ビクタス注射液5%	
メイビックス注射液5%	
カナマイシン硫酸塩	100mg(力価)1V
注射用硫酸カナマイシン明治	
カルベトシン注射液	50 μ g1mL1V
オキカルマイルド	
果糖加ブドウ糖V注射液25%	500mL1V
(局)果糖注射液	5%500mL1V
(局)果糖注射液	5%1,000mL1V
果糖注5%「フソー」	
カルコンS注ヤマイチ	500mL1V
カルシドン	250mL1V
カルシドン	500mL1V
カルマデックス注	250mL1V
カルマデックス注	500mL1V
キシラジン注射液	2%1mL1V
エマサス2%注射液	
スキルベン2%注射液	
セデラック2%注射液	
セラクターール2%注射液	
キシリトール注射液	10%500mL1V

品名	規格・単位
キシリット注10%	
キシリトール注射液	25%500mL1V
キシリット注25%	
キシリット注25%「KS」	
キシリット注25%「フジタ」	
キシリトール注射液	25%1,000mL1V
キシリット注25%	
キシリット注25%「KS」	
キモトリプシン注射液	5,000単位1A
動物用キモチーム 5,000単位	
キモトリプシンNZ	
キモトリプシン注射液	10,000単位1A
キモトリプシン-10000	
キモトリプシン注射液	25,000単位1A
動物用キモチーム 25,000単位	
キモトリプシン-25	
強力OSM	100mL1V
強力カルコン-S注ヤマイチ	500mL1V
強力ハイチオニン注射液ヤマイチ	50mL1A
強力ハイチオニン注射液ヤマイチ	500mL1V
グルコン酸カルシウム注射液	20%100mL1A
グルカ注20%	
グルコン酸カルシウム注射液	20%250mL1V
カルシクス	
グルコン酸カルシウム注射液	20%500mL1V
カルシクス	
グルカ注20%	
グルコン酸カルシウム注射液	20%800mL1V
グルカ注20%	
クロプロステノール注射液	0.5mg2mL1A(1V1S)
エストラメイト	
クロプロステノールC	
クロプロ(フジ)263	

品名	規格・単位
レジプロン-C	
ゼノアジンC注射液	
d-クロプロステノール注射液	0.075mg1mL1V
ダルマジン	
(局)クロルプロマジン塩酸塩注射液	1%5mL1A
Kチオニン注M	100mL1V
Kチオニン注C	20mL1V
Kチオニン注C	100mL1V
(局)血清性性腺刺激ホルモン	1,000単位1A
血清性性腺刺激ホルモン	1,000単位1A
セラルモン1000	
動物用セロトロピン	
動物用PMS1,000単位	
動物用ピーメックス1,000単位	
ケトプレックス	500mL1V
高張食塩V注射液	500mL1V
高張食塩注「KS」	1,000mL1V
高張食塩V注射液	1,000mL1V
コレカルシフェロール注射液	100万単位1mL1V
オスビタン-1000	
オスビタン・S	
デュファアラールD3-1000	
ビタレラD3注	
コンドロイチンD3注	1mL1V
酢酸ヒドロキシコバラミン注射液	2mg10mL1A
ハイコバラ	
ヤマーレット注	
酢酸フェルチレリン注射液	50 μ g 1mL1V
コンサルタン注射液	
コンセラル注射液	
スポルネン・注	
ゼノフェル注射液	
フェルチレリン注「フジタ」	

品名	規格・単位
ボンサーク注	
酢酸フェルチレリン注射液	100 μ g 2mL1A
アポックス	
コンセラル注射液	
スポルネン・注	
ゼノフェル注射液	
酢酸フェルチレリン注射液	100 μ g 2mL1S
フェルチレリン注「フジタ」	
酢酸フェルチレリン注射液	200 μ g 4mL1A
コンセラル注射液	
スポルネン・注	
ゼノフェル注射液	
酢酸ブセレリン注射液	4.2 μ g 1mL1V
動物用イトレリン注射液	
エストマール注	
ペトレル	
酢酸リンゲルーV注射液	500mL1V
酢酸リンゲルーV注射液	1000mL1V
サノリン	100mL1A(V)
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウムブドウ糖注射液	5%50mL1A(V)
ザルソグロ糖注	
ザルソプロカ糖注 5%「KS」	
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウムブドウ糖注射液	5%100mL1A(V)
ザルソグロ糖注	
ザルソプロカ糖注NZ	
ザルソプロカ糖注 5%「KS」	
ジノプロスト注射液	2mg 1mL1V
パナセラン・F液	
ジノプロスト注射液	5mg 1mL1V
パナセラン・Hi	
動物用プロナルゴンF注射液	
ジミナゼン	1g 1V

品名	規格・単位
ガナゼック	
臭化プリフィニウム注射液	75mg10mL1A
パドリン注	
シングロン注	500mL1V
スパドリン注	10mL1V
(局)スルピリン注射液	40% 5mL1A
スルピリン注射液	40% 5mL1A
動物用40%スルピリン注	
(局)スルピリン注射液	40%10mL
スルピリン注射液	40%10mL
動物用40%スルピリン注	
動物用スルピリン注40%「KS」	
スルファジメトキシシム注射液	10%100mL1A(V)
10%サルトキシシム注	
ジメトキシシム注NZ	
ジメトキシシム注「KS」	
スルファジメトキシシム注射液	20%100mL1V
アブシード注20%	
ジメトキシシム20%注「文永堂」	
スルファモノメトキシシム注射液	10%100mL1V
ダイメトン注	
スルファモノメトキシシム注射液	20%100mL1V
ダイメトンB注20%	
(局)生理食塩液	20mL1A
(局)生理食塩液	500mL1V
生理食塩液PL「フソー」	
(局)生理食塩液	1,000mL1V
生理食塩液PL「フソー」	
生理食塩液	1,000mL1V
動物用生食V注射液	
ゼノビタンAD3E注	1mL1V
セファゾリンナトリウム注射液	1g(力価)1V
セファゾリン注「フジタ」	

品名	規格・単位
動物用セファゾリン注「明治」	
セファゾリンナトリウム注射液	2g(力価)1V
動物用セファゾリン注「明治」	
セファゾリンナトリウム注射液	3g(力価)1V
セファゾリン注「フジタ」	
セファゾリン注「KS」	
動物用セファゾリン注「明治」	
セファメジン注「動物用」	
セファゾリンナトリウム注射液	4g(力価)1V
セファゾリン注「フジタ」	
セフチオフルナトリウム注射液	1g(力価)
エクセネル注	
セフチオフルナトリウム注射液	4g(力価)
エクセネル注	
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液	10AU 1A
アントリン・10	
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液	20AU 1A
アントリン・20	
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液	40AU 1A
アントリン・40	
ソムノペンチル	1mL1V
ダイサクサン	500mL1V
ダイサクサン	1000mL1V
ダイナピタンK注射液	100mL1V
タイロシン注射液	2,000mg(力価)10mL1V
動物用タイラン200注射液	
タイロシン注200「SP」	
タイロシン注200「KS」	
タウチゲン注	20mL1V
タウチゲン注	100mL1V
タウロイチン注ヤマイチ	50mL1A
炭酸水素ナトリウム注射液	1.35%500mL1V
等張重曹注	

品名	規格・単位
炭酸水素ナトリウム注射液	7%100mL1A
ジュソー注ヤマイチ	
炭酸水素ナトリウム注射液	7%500mL1A(V)
重曹注	
7%重曹注「KS」	
ジュソー注ヤマイチ	
ダンブロン	20mL1V
ダンブロン	100mL1V
チアミンジスルフィド注射液	50mg20mL1A
ヤマナミン50注ヤマイチ	
チアミンジスルフィド注射液	100mg20mL1A
ヤマナミン100注ヤマイチ	
チアミンジスルフィド注射液	500mg20mL1V
ネオバイタミンH	
チアムリン注射液	200mg(力価)1mL1V
タイアムチン注射液	
チアンフェニコール注射液	250mg1mL1V
ネオマイゾン注射液	
チオビタンC	500mL1V
チオプロニン注射液	5%100mL1V
動物用チオラ注射液	
(局)注射用水	20mL1A
注射用水	20mL1A
エクセネル注用注射用水	
チルミコシン注射液	300mg(力価)1mL1V
ミコチル300注射液	
デキサメタゾン懸濁注射液	1mg1mL1V
デキサゾン注	
デキサメサゾン注「KS」	
デキサメサゾン懸濁注「タムラ」	
デキサメサゾン注「文永堂」	
ユーバレス	
デキサメタゾン注射液	1mg1mL1V

品名	規格・単位
水性デキサメサゾン注A	
デュファフラルーフォルテ	1mL1V
デュファフラルーマルチ	1mL1V
デュファフラルAD3E	1mLV
等張糖加リンゲル液	500mL1V
等張糖加リンゲル液「KS」	
等張リンゲル糖－V注射液	
等張糖加リンゲル液	1,000mL1V
等張糖加リンゲル液「KS」	
等張リンゲル糖－V注射液	
等張糖加乳酸リンゲル液	500mL1V
等張ハルゼン糖－V注射液	
等張糖加乳酸リンゲル液	1,000mL1V
等張ハルゼン糖－V注射液	
等張糖加乳酸リンゲル液「KS」	
ドウペン	1mL1V
トコフェロール注射液	50mg1mL1V
ビタミンイー注	
トップカルシウム注ヤマイチ	50mL1A
トップカルシウム注ヤマイチ	100mL1A
トラネキサム酸注射液	5%10mL1V
トラムリン注	
トンキー200	100mL
バソラミン注	
ニューグロン	100mL1V
ニューグロン	250mL1V
ニューグロン	500mL1V
ニューグロン・S	500mL1V
ニューグロンプラス	500mL1V
ニューボロカールA	500mL1V
ネオアス注射液	10mL
ネオアスP	10mL

品名	規格・単位
ネオグリセロ注	100mL1V
ネオサノリン	100mL1A
ネオスズビタ注ヤマイチ	10mL1A
ネオスズビタ注ヤマイチ	20mL1A
(局)ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液	0.05%10mL1A
ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液	0.05%10mL1A
動物用パラスチミン	
動物用ワゴスミン	
ネオニューリン注	100mL1V
ネオニューリン注	250mL1V
ネオニューリン注	500mL1V
ネオヘキサメチオニン	100mL1V
ハイチオニン注射液ヤマイチ	50mL1A
ハイチオニン注射液ヤマイチ	500mL1V
破傷風血清	330単位1mL1V
破傷風血清	
パパリンデイ注	20mL1V
ハルゼン-V注射液	500mL1V
ハルゼン-V注射液	1,000mL1V
ハル糖-V注射液	500mL1V
ハル糖-V注射液	1,000mL1V
パンカル注50mg	100mL1V
パンチクロン注	20mL1V
パンチクロン注	100mL1V
パンテチン注射液	10%20mL1A
イブコン注10%	
パンテチン注射液	20%50mL1V
イブコン注20%	
ヒアルロン酸ナトリウム注射液	4mL1V
ハイオネート	
ヒスタミンB6注「文永堂」	10mL1V
ビタゴールド	500mL1V

品名	規格・単位
ビタレラAD3E	1mL1V
ビタロング注	5mL1A
ビタロング・フォルテ	1mL1V
(局)ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	1,500単位1A
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	1,500単位1A
ゲストロン1500	
動物用プベローゲン 1,500単位	
(局)ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	3,000単位1A
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	3,000単位1A
ゲストロン 3000	
動物用ゴナトロピン 3000	
動物用コリホルモン 3,000単位	
動物用プベローゲン 3,000単位	
(局)ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	5,000単位1A
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	5,000単位1A
ゲストロン 5000	
動物用ゴナトロピン 5000	
動物用プベローゲン 5,000単位	
(局)ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	6,000単位1A
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	6,000単位1A
動物用コリホルモン 6,000単位	
(局)ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	10,000単位 1A
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	10,000単位 1A
ゲストロン 10000	
動物用ゴナトロピン 10000	
動物用コリホルモン 10,000単位	
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	10,000単位 1V
油性コリホルモン 10,000単位	
ピラピリン	100mL1V

品名	規格・単位
ヒロイザールS	50mL1A
ヒロイザールS	100mL1A
フィットナジオン注射液	50mg10mL1A
ビタミンK1注	
フスクロン注	10mL1A
(局)ブドウ糖注射液	5% 50mL1V
(局)ブドウ糖注射液	5% 100mL1V
(局)ブドウ糖注射液	5% 250mL1V
(局)ブドウ糖注射液	5% 500mL1V
ブドウ糖注5%PL「フソー」	
(局)ブドウ糖注射液	5% 1,000mL1V
ブドウ糖注5%PL「フソー」	
(局)ブドウ糖注射液	10% 500mL1V
(局)ブドウ糖注射液	20% 500mL1V
(局)ブドウ糖注射液	50% 20mL1A
動物用フリートミン注射液	1mL1V
フルスルチアミン注射液	100mg 20mL1A
アニビタン100注射液	
フルスルチアミン注射液	500mg 100mL1V
アニビタン500注射液	
フルスル注	
フルニキシシメグルミン注射液	8.3%1mL1V
パナミン注射液5%	
フォーベツト50注射液	
フルニキシシ注5%「フジタ」	
フルニキシシメグルミン注射液	16.6%1mL1V
フルニキシシ注10%「フジタ」	
プレドニゾロン注射液	10mg1mL1V
プレドニゾロン注射液NZ	
プレドニゾロン注射液「KS」	
プレドニゾロン注射液「タムラ」	
プレドニゾロン注「フジタ」	

品名	規格・単位
プレドニゾロン(フジ)注	
プレドニゾロン注「文永堂」	
プレドリン注	
プロゲステロン注射液	200mg 5mL1A
動物用ルテオージェンL	
プロチオン	500mL1V
フロルフェニコール注射液	10%1mL1V
フロルフェニコール100注射液	
フロロコール100注射液	
フロルフェニコール注100「フジタ」	
フロルフェニコール注100「KS」	
フロルフェニコール注射液	20%1mL1V
フロロコール200注射液	
フロルフェニコール注200「フジタ」	
フロルフェニコール注200「KS」	
ベルベリン注射液	0.2%100mL1V
タカベリン	
ベリノール注A	
ベルパリン注	
ベンジルペニシリンカリウム	300万単位1V
結晶ペニシリンG明治	
ベンジルペニシリンプロカイン注射液	600万単位20mL1V
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG注射液「理研」	
懸濁水性プロカインペニシリンG注NZ	
懸濁水性プロカインペニシリンG「文永堂」	
懸濁水性プロカインペニシリンG明治	
動物用プロカインペニシリンGゾル「KS」	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン 配合注射液	PC・G20万単位 DSM250mg(力 価)1mL1V
懸濁水性マイシリン注NZ	
動物用マイシリンゾル「KS」	

品名	規格・単位
マイシリン・ゾル「タムラ」	
マイシリンゾル明治	
理研マイシリン	
ホスホマイシンナトリウム注射液	2g(力価)1V
ホスホマイシン注「フジタ」	
動物用ホスミンS(静注用)	
ホスホマイシンナトリウム注射液	3g(力価)1V
ホスホマイシン注「フジタ」	
ホスホマイシンナトリウム注射液	6g(力価)1V
ホスホマイシン注「フジタ」	
ボロカノン	300mL1V
ボロカノン	500mL1V
ボロカール	500mL1V
ボマフェロン20	100mL
ホルモニブラ オキシトシン注射液	100単位10mL1V
マルボシル2%	20mg(力価)1mLV
マルボシル10%	100mg(力価)1mLV
メシリナム	500mg(力価)1V
注射用メタシリン	
メシル酸ダノフロキサシン注射液	25mg1mL1V
アドボシン注射液	
メチリット注	100mL1V
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム注射液	400mg20mL1V
ビタミンK3注「フジタ」	
メロキシカム	20mg1mL
メタカム2%注射液	
ヨウ化カルシウム注射液	3%100mL1A
3%ヨードカルヤマイチ注	
ヨウ化カルシウム注射液	10%50mL1A
10%ヨードカルヤマイチ注	
ヨウ化カルシウム注射液	10%100mL1A
10%ヨードカルヤマイチ注	
ラドン	10mL1A

品名	規格・単位
ラドン	20mL1A
硫酸カナマイシン注射液	100mg(力価)1mL1V
カナマイシン注NZ	
カナマイ(フジ)100	
カナマイ注100「フジタ」	
硫酸カナマイシン注射液100明治	
硫酸カナマイシン注100「KS」	
硫酸カナマイシン注射液	250mg(力価)1mL1V
カナマイ注250「フジタ」	
カナマイ(フジ)250	
硫酸カナマイシン注射液250明治	
硫酸カナマイシン注250「KS」	
硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液	250mg(力価)1mL1V
ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」	
硫酸スパルティン注射液	10%5mL1A
スパルティン注NZ	
硫酸セフキノム油性懸濁注射液	25mg(力価)1mL1V
コバクタン	
セファガード	
(局)硫酸マグネシウム注射液	20%100mL1V
硫酸マグネシウム注射液	20%100mL1V
動物用マグゾール注	
(局)リンゲル液	500mL 1V
リンゲル液「フソー」	
リンゲルタウリン液ヤマイチ	500mL1V
リンゲル糖-V注射液	1,000mL1V
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液	1mg1mL1V
コルゾンP注射液	
水溶性デキサ注「KS」	
動物用ルテウムデポー	5mL1A
ルテオーゲンE	5mL1A
レスチオニンC注	50mL1A

品名	規格・単位
レスチオニンC注	100mL1A
レバギニン	100mL1V
レバチオニン	100mL1V

2. 内用薬

品名	規格・単位
(局)アスピリン	10g
(局)アトロピン硫酸塩水和物	1g
アモキシシリン散	100mg(力価)1g
アモキシシリン可溶散10%「KS」	
アモキシシリン10%可溶散「明治」	
アンキシリン可溶散	
ノビット粒10%	
ワイドシリン10%散	
アモキシシリン散	200mg(力価)1g
アモキシシリン可溶散20%「KS」	
アモキシシリン20%可溶散「明治」	
ノビット粒20%	
ワイドシリン20%散	
アモキシシリン散	500mg(力価)1g
スタボックス50%OSP	
アモキシシリン粒	100mg(力価)1g
アモキシシリン可溶散10%「フジタ」	
アモキシシリン粒	200mg(力価)1g
アモキシシリン可溶散20%「フジタ」	
アモキシシリン粒	700mg(力価)1g
アモキシシリン可溶散70%「フジタ」	
(局)アロエ末	10g
(局)安息香酸ナトリウムカフェイン	1g
アンピシリン散	100mg(力価)1g
アンピシリン散「KS」	
動物用アンピシリン散「コーキン」	
オーテシン散	
パーレシン粒	
イソプロチオラン粒剤	25%10g
フジックス	
イソプロチオラン散剤	50%10g

品名	規格・単位
フジックス散	
ウルソデオキシコール酸散	5%1g
ウルソー5%	
ウルソデオキシコール酸5%「KS」	
ウルソデオキシコール散「文永堂」	
ウロストン	50% 1g
エクテシン液	10% 10mL
(局)エフェドリン塩酸塩	1g
(局)0-メントール	1g
(局)塩化カリウム	10g
(局)塩化カルシウム水和物	10g
塩酸オキシテトラサイクリン散	100mg(力価)1g
オキテラ水溶散・100	
OTC可溶散「コーキン」	
塩酸オキシテトラサイクリン散	500mg(力価)1g
OTC可溶散50%「KS」	
塩酸オキシテトラサイクリン散	800mg(力価)1g
OTC水溶散80%「SP」	
塩酸クレンブテロール	0.025mg1mL
ベンチプルミン-シロップ	
塩酸クロルテトラサイクリン散	55mg(力価)1g
クロリン可溶散	
塩酸クロルテトラサイクリン散	200mg(力価)1g
CTC可溶散「SP」	
CTC水溶散「ペーリンガー-インゲルハイム」	
塩酸ドキシサイクリン散	20mg(力価)1g
ビブラベット-20M	
エンロフロキサシン液	2.5%1mL
バイトリル2.5%HV液	
(局)オウバク末	10g
オキシリン酸散	5%1g
パラザン	
オキシリン酸散	10%1g

品名	規格・単位
動物用オキシリッチ散	
オメプラゾール	6.16g1S
ガストロガード®	
動物用ガストリン	10mL
ガストリン	10mL
ガスナインS	10mL
家畜健胃散「スタマー」	10g
(局)乾燥酵母	10g
(局)カンゾウ末	10g
(局)希塩酸	10mL
キートン	10g
(局)キニジン硫酸塩水和物	1g
牛馬速効散	10g
協同胃腸薬	10g
(局)キョウニン水	10mL
ギンベル	10g
(局)苦味チンキ	10mL
クリアストン散	10g
グリコールS	250mL
(局)グルコン酸カルシウム水和物	1g
グレビオマイシン散	10g
(局)クロルフェニラミンマレイン酸塩散	1%1g
(局)ケイ酸マグネシウム	10g
軽種馬用ハテキ	10g
(局)ケイヒ末	10g
ケトナイン「文永堂」	250mL
ゲリトミン散	10g
(局)ゲンチアナ末	10g
(局)合成ケイ酸アルミニウム	10g
(局)コデインリン酸塩散1%	1%1g
(局)ジアスターゼ	10g
ジゴシン散 0.1%	0.1%1g
(局)次硝酸ビスマス	1g
(局)ジヒドロコデインリン酸塩散1%	1%1g

品名	規格・単位
新オルゲンS	10g
人工カルルス塩	10g
新中森獣医散	15g
新中森獣医散[Z]	15g
新ホシ家畜胃腸薬	10g
新モアラーゼ散	10g
ストリゲシーA	10g
動物用スパマツ	10g
(局)スルピリン水和物	1g
スルファジメトキシナトリウム	純末1g
アブシードソーダ	
スルファジメトキシナトリウム散	10%10g
アブシードソーダ散	
サルトキシン末	
ジメキサンNZ	
ジメキシソード散「タムラ」	
(局)スルファモノメトキシ水和物	1g
スルファモノメトキシ水和物	1g
ダイメトン「明治」	
スルファモノメトキシ散	10%10g
ダイメトンS散	
スルファモノメトキシ散	20%10g
ダイメトン散20%	
スルファモノメトキシナトリウム	純末1g
ダイメトンソーダ	
(局)精製水	10mL
整腸散NZ	10g
(局)センブリ・重曹散	1g
(局)センブリ末	10g
ゼノストン	10g
(局)ダイオウ末	10g
(局)炭酸水素ナトリウム	10g
(局)タンニン酸アルブミン	1g
畜救散	10g

品名	規格・単位
(局)天然ケイ酸アルミニウム	10g
トルトラズリル	5%1mL
牛用バイコックス	
トルラミン	10g
豚用速効散	10g
ナトキシーL	10g
(局)乳糖水和物	10g
ネオクインコール	250mL
ネオトルラー80	10g
ネオルノーゲン	250mL
ネオルノーゲン	20L
ハイクインコール	250mL
(局)ハッカ油	1mL
パーロンK	10g
パンカルG	10g
パンカルG散	10g
パンスターゼ	10g
ビオエンチ	10g
動物用ビオスリー	10g
ビオペア	10g
ビコザマイシン散	50mg(力価)1g
バクテロン散5%	
ビスキノ末	10g
ビフクリーンN	10g
(局)ヒマシ油	10mL
(局)フェナセチン	1g
(局)ブドウ糖	10g
プロトール	10g
フロルフェニコール液2%「フジタ」	20mg/mL
フロルフェニコール液5%「フジタ」	50mg/mL
フロルフェニコール液10%「フジタ」	100mg/mL
ベリノール末A	10g
ベルパリン末	10g
ポーゲン	250mL

品名	規格・単位
ホスホマイシンカルシウム散	400mg(力価)1g
ホスミシン細粒40%	
ホニプロン末	10g
ボビノン	10g
(局)ホミカエキス散	1g
ポンテ散	10g
マグコンゾール	250mL
獣医用宮入菌末	10g
動物用ミヤリサン	10g
メーチュー	250mL
メクロプラミド散	15.35mg1g
テルペラン経口用	
プリンペラン経口用	
モーサン	10g
(局)薬用炭	1g
(局)ヨウ化カリウム	1g
(局)ヨウ化ナトリウム	1g
リゾストン	10g
硫酸ゲンタマイシン散	50mg(力価)3.0g
動物用ゲンタリン細粒	
硫酸コリスチン散	20mg(力価)1g
硫酸コリスチン2%可溶散明治	
硫酸ストレプトマイシン散	60mg(力価)1g
ストマイ顆粒	
乾燥硫酸ナトリウム	純末10g
(局)硫酸マグネシウム水和物	10g
(局)リン酸水素カルシウム水和物	10g
リン酸チルミコシン液	250mg(力価)1mL1V
ミコラル経口液	
ルミノン液	10mL

3. 外用薬

品名	規格・単位
(局) 亜鉛華軟膏	10g
(局) アクリノール水和物	1g
アダーガード	10g
(局) アドレナリン液	0.1% 1mL
アンドレス軟膏	10g
(局) アンモニア水	10mL
(局) イオウ	10g
(局) イクタモール	10g
(局) 液状フェノール	10mL
(局) エタノール	10mL
エチール軟膏	10g
(局) エーテル	10mL
F・R・パスタ	10g
Mースキット	10mL
(局) 塩化ナトリウム	10g
(局) 塩酸	10mL
(局) 黄色ワセリン	10g
(局) オキシドール	10mL
(局) オリブ油	10mL
(局) 過マンガン酸カリウム	10g
カンフル精	10mL
カンメルパスタ	10g
カンメルブルー(L)	10mL
(局) 希ヨードチンキ	10mL
クラーゲンネオ	10g
(局) グリセリン	10mL
(局) 酢酸	10mL
酢酸鉛	10g
(局) サリチル酸	10g
(局) サリチル酸メチル	1mL
(局) 酸化亜鉛	10g
シーサンイチ合剤	10mL

品名	規格・単位
(局)次没食子酸ピスマス	1g
(局)硝酸銀	1g
(局)消毒用エタノール	10mL
真菌用軟膏NZ	10g
(局)親水軟膏	10g
(局)親水ワセリン	10g
(局)水酸化カリウム	10g
(局)タルク	10g
(局)単軟膏	10g
(局)タンニン酸	1g
(局)チアントール	10g
(局)チンク油	10g
蹄病軟膏NZ	10g
(局)テレピン油	10mL
ナナフロシン外用剤	0.1mg(力価) 1mL
ナナオマイシン油剤あすか	
(局)尿素	10g
ネオサルセリン	10g
(局)白色ワセリン	10g
動物用パスタノーゲン「ホクト」	10g
(局)ピロカルピン塩酸塩	1g
(局)フェノール	10mL
(局)複方ヨード・グリセリン	10mL
(局)プロカイン塩酸塩	1g
(局)ホウ酸	10g
ポピドンヨード液	2%50mL
動物用イソジン液	
動物用ネオヨジン液	
PVPヨード液L(フジタ)	
(局)麻酔用エーテル	1mL
(局)滅菌精製水	10mL
モクタール	10g
(局)薬用石ケン	10g

品名	規格・単位
(局)ヨウ素	1g
(局)ヨードチンキ	10mL
動物用ヨーチン・SFL	6g100mL
ライツパスタ	10g
ライツパスタC	10g
(局)硫酸亜鉛水和物	10g
(局)硫酸アルミニウムカリウム水和物	10g
(局)流動パラフィン	10mL
レスモナ	10g

4. 注入・挿入薬

品名	規格・単位
アンピシリン子宮注入剤	500mg(力価) 1組
子宮注入用アンピシリン「KS」	
エリスロマイシン油性乳房注入剤	300mg(力価) 1本
ガーディアンL	
ガーディアンCL	
塩酸オキシテトラサイクリン乳房注入剤	450mg(力価) 1本
オキシテトラサイクリン乳房炎用液NZ	
塩酸クロルテトラサイクリン子宮挿入剤	500mg(力価) 1錠
CTC子宮内タブレット「SP」	
ジクロキサシリンナトリウム油性乳房注入剤	200mg(力価)1本
泌乳期用ジクロキサシリンジ	
ジクロキサシリンナトリウム油性乳房注入剤(乳化発泡剤)	200mg(力価) 1組
ホーミングDX	
ジクロキサシリンナトリウム油性乳房注入剤	500mg(力価) 1本
乾乳期用ジクロキサシリンジ	
セファゾリン油性乳房注入剤	150mg(力価) 1容器
セファゾリンL「フジタ」	
セファゾリンLC「KS」	
セファメジンQR	
セファゾリン油性乳房注入剤	250mg(力価) 1容器
セファゾリンD「フジタ」	
セファゾリンDC「KS」	
セファメジンDC	
セファゾリン油性乳房注入剤	450mg(力価) 1容器
セファゾリン3L「フジタ」	
セファメジンS	
セファピリンナトリウム油性乳房注入剤	200mg(力価) 1容器
KPラックー5G	
セファピリンL「フジタ」	
セファピリンベンザチン油性乳房注入剤	300mg(力価) 1容器
KPドライー5G	

品名	規格・単位
セファロニウム油性乳房注入剤	250mg(力価) 1容器
乾乳期用セファロニウム-D	
乾乳期用セブラビン	
セファロニウムD「フジタ」	
セフロキシム油性乳房注入剤	250mg(力価) 1容器
泌乳期用スペクトラゾール	
泌乳期用セフロキシム-M	
セフロキシムL「フジタ」	
ナフシリンナトリウムモノハイドレート油性乳房注入剤	250mg(力価) 5g 1本
カヤテン・L	
ナフシリンナトリウムモノハイドレート油性乳房注入剤	500mg(力価) 5g 1本
カヤテン・D	
プロゲステロン膣挿入剤	
イージーブリード	30g
シダー1900	30g(1個)
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸カナマイシン油性乳房注入剤	PC・G30万単位 KM300mg (力価) 1本
カナマスチンディスポ	
タイニーPK	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン子宮注入剤	PC・G20万単位 DSM200mg(力価) 1組
内膜炎用ネオポリシダールA	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン油性子宮注入剤	PC・G40万単位 DSM400mg(力価) 1組
子宮内膜炎用ホーミングマイシン	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン油性乳房注入剤	PC・G30万単位DSM 300mg(力価) 1容器
ニューサルマイS	
マストップ・L	
リケプロマイシンPD	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン油性乳房注入剤(乳化発泡剤)	PC・G30万単位DSM 300mg(力価) 1組
ホーミングMC	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸フラジオマイシン油性乳房注入剤(エアゾール剤)	PC・G30万単位FM 300mg(力価) 1本

品名	規格・単位
ハイボリス	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン 油性乳房注入剤	PC・G100万単位DSM 1g(力価) 1容器
乾乳用軟膏A	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン 油性乳房注入剤(乳化発泡剤)	PC・G100万単位 DSM1g (力価)1容器
乾乳用ホーミングDC	
マストリチン	10mL